

裁判所書記官印

本 人 調 書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	令和5年(ワ)第413号
期 日	令和5年12月5日 午後1時10分
氏 名	奥村昇次
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、ほんとうのこと

もう
を申します。

し
知っていることをかくしたり、

な もう
無いことを申したりなど、

けつ
決していたしません。

いじょう ちか
以上のとおり誓います。

氏名 奥村昇次



(民 No.8)
(刑 No.11)

原告代理人

甲第11号証を示す

この陳述書は、私があなたの話を聞いてまとめて、あなたが内容を確認した上でここに署名押印したものに間違いないですか。

間違いありません。

ここに書かれている内容は、あなたが経験した事実に間違いありませんか。

ありません。

あなたが初めて春日井市の市議会議員に当選したのはいつでした。

令和元年4月です。

現在、2期目ということですね。

はい。

先ほど証人に立っていただいた梶田正直議員とは同期ですね。

はい。

現在、どこかの会派に所属しています。

いいえ、無会派です。

今回の処分で自由クラブを退会してからはずっと無会派ということですか。

はい。

問題になっている議会報原稿のことについてお伺いします。あなたが春日井市議会の本議会で自転車安全通行に関する啓発というテーマで令和4年の1月12日に一般質問を行いましたね。

はい。

甲第3号証を示す

これは、その時の一般質問のために事前に作成された原稿ですか。

そうです。

この原稿は、あなた自身が作成したものですか。

そうです。

12月12日の本議会の当日は、ほぼこの内容どおりに質疑応答を行ったんですか。

行いました。

この甲3号証の2枚目の下のほう、「<3回目>」というふうにあるところのちょっと下ですけれども、「市内の自転車通行可能なマップ」を作る提案をさせて頂きます」というふうに記載されていますが、あなたは本議会でもこのとおりに発言をしておられるんですか。

そうです。

どうして質問という形式ではなく、提案という形になっているんでしょう。

市当局と事前調整をした時に、市当局から質問という形ではなくて意見として言ってほしいと言われましたからです。

どうして市の当局は質問という形式を嫌ったんでしょうか。

想定ですが、こちら側の望む回答ができないというふうに思ったからだと思います。

だから、一方的に提案という形で言うなら言ってほしい、そういう要望を受けたということなんですね。

そうです。

一般質問を行った議員はその内容について、議会報原稿を自分で作成することになっているんですね。

そうです。

あなたは、今回自分が行った一般質問の内容について、議会報原告を提出しましたよね。

はい。

いつ提出したか覚えてます。

令和4年12月13日です。

あなたが一般質問を行った翌日ということですね。

そうです。

原稿の提出の締切日は、いつに設定されてたんですか。

12月13日です。

あなたは提出期限を守って提出したということですね。

そうです。

どこへ提出しました。

議会報の委員会の事務局に提出しました。

議会報原稿というのは、通常は議会報委員会のほうに提出することになって
いるわけですか。

そうです。

そこの委員会の中に議会事務局の市の一般職員の方がいらっしゃるとい
うことですね。

そうです。

最初にあなたが12月13日に提出した原稿には、本議会でそのマップを作
成するという提案をしたことについては、原稿の中ではどんなふうに言及し
ていたんですか。

マップを作成してほしい、というふうにしておりました。

作成してほしい、という表現をしていたわけですね。

はい。

その原稿を提出した後、原稿の修正について議会報委員会ないしその下の議
会事務局から何か指摘はありましたか。

はい。してほしい、という表現について、何々を問う、という表現が
一般的なので変えられたらどうか、という相談を受けました。

その相談を受けてあなたはどうしたんですか。

してほしい、でなくて問う、という形にしました。

修正して提出した原稿は、具体的にその表現は覚えています。

マップを作成することについて市の考えを問う、というふうにしたと思います。

そうするとあなたとしては語尾のしてほしい、というのを、単純に語尾を問う、というふうに変えたということなんですね。

そうです。

そうやって修正して2回目に提出した原稿について、更に指摘されたことはありましたか。

はい。本議会でマップ作成については意見として述べていますから、問う、という質問形式ではなかったので、違和感がありますが大した話ではないのでこのままでもよいと思います、ということを言われました。

そのような指摘を受けて、あなたはどのように対応したんですか。

してほしい、という表現でもマップ作成について削除して市当局に問う、という形でもどちらでも結構です、委員会に一任しますと言いました。

委員会のほうに対応を一任するというふうにおっしゃって、あなたとしてはこの時点ではこの原稿の問題については決着が着いたと思ってたんですか。

思っていました。

乙第9号証を示す

「市議会だより」ですけれども、2枚目の一番上があなたの名前出ていますけれども、最終的にマップを作成するということは削除した上で、語尾が「考え方を問う」こういう内容にしたわけですね。

そうです。

この議会報原稿のことで令和4年12月28日に、あなたは友松議員から呼び出しが受けていますね。

はい。

どこに呼び出されました。

自由クラブの控室です。

どうして議会報原稿の件が友松議員の知れるところとなつたんでしょう。

議会事務局のほうで、多忙であったので12月27日まで委員長に相談することをしなかつた。委員長のほうで28日に私のほうに来たのですが、私が不在でしたのでその時におられた加納議員に相談をされた。それが友松議員に知れたということです。

あなたが以前に議会報委員会に対応を一任した件について、12月の27日まで放置されていたということですか。

そうです。

あなたが友松議員から自由クラブの控室に呼び出された時、証人の梶田正直議員もその場にはいましたか。

はい。

その場にいたのは、そうするとあなたと、友松議員と、梶田議員の3名のみでしたか。

加納議員もおられました。

その控室の場で、友松議員はあなたにまず何と言つてきたんですか。

議会報の原稿がまだ固まってないので、皆に迷惑をかけている。委員長とか関係者に謝罪しろ、と言われました。

そう言われて、あなたはどのように対応したんですか。

委員長、議会事務局に謝罪しました。

その謝罪をしたのは、あなたの本意からでしたか。

いや、本意ではなくて物事を收めようと思ったからです。

本意でなかつたというのは、どうしてなんでしょうか。

議会報原稿の締切はきちんと守っているし、変更等の手続につきましても自分の落ち度はなかつたと思っておりましたので、納得がいきま

せんでした。が、先ほども言いましたようにその場を収めるということで謝罪しました。

あなたが最初に提出した原稿について、2度に渡って意見というか修正の要望というか、ありましたけれども、それについてはあなたとしては適切に修正に応じて対応したという、そういう認識でよろしいですか。

そうです。

どうしてその12月28日の時点まで原稿の内容が固まっていないのか、ということについて、それまでの経緯を説明するように友松議員から求められませんでしたか。

〈求められませんでした。〉

友松議員がその議会報原稿のこと以外にあなたに対して言及してきたことはありましたか。

はい。

例えばどのようなことでしたか。

高蔵寺駅北口問題のチラシのことや、自分の性格攻撃、例えば素直でないとか。そして、関係のない自分の息子の裁判のことを含めて責め立てられました。

先ほど出た、その高蔵寺駅のチラシのことですけれども、あなたがチラシを配布したという件ですね。そのことについて、以前に友松議員やほかの自由クラブの三役から何か注意を受けていたという認識はありますか。

認識はありません。

議会報原稿のこと以外でも友松議員から言及があって、それに対してあなたはどう対応したんですか。

謝罪を続けましたが、最後の段階で、分かりました、と強く答えました。

あなたのそのような態度に対して、友松議員はどのように反応したんでしょう

うか。

更に激昂されました。

この日の一連のやり取りの途中で、場所を移動しましたか。

はい。

最初は控室でしたよね。

はい。

控室からどこに移動したんですか。

控室の隣の会議室に移りました。

それは、友松議員の指示によるものだったんですか。

はい。

謝罪を繰返し要求していたということですけれども、友松議員は最後にどのようなことをあなたに述べたんでしょうか。

議員として7期務めているのは、会社で言うと社長だ。1年生のお前はヒラのくせに社長にたてつくとは許せん、辞めろ、と言いました。

その言葉は、梶田議員も聞いていたんですか。

聞かれていました。

その友松議員のその言葉に対して、あなたは何と切り返したんでしょうか。

もし辞めるのを求めるならば全員会で諮ってほしい、と言いました。

そのあなたの言葉に対して、友松議員は何と言ったんでしょうか。

1月4日に三役会で決める、全員会には意見は述べさせない、と言わされました。

三役のみで決定すると言ったんですね。

はい。

この12月28日の一連のやり取りを通じて、友松議員の一連の言動についてあなたはどんなふうに感じましたか。

議会の絶対的な存在である友松議員から辞めろと言われましたので、

絶望的な感じを感じました。

友松議員との話が終わった後、どうしたんですか。

梶田議員と控室に戻りました。

そこへ誰かやってきましたか。

林議長が戻ってこられました。

林議員は、あなた方に何と言ってきたんですか。

友松議員から、奥村が自分に対して暴言を吐いたので辞めさせる、と。

何があったのか、と林議員は聞かれました。

林議員は、友松議員から、奥村が自分に暴言を吐いたので辞めさせる、というふうに聞いたわけですね。

そうです。

年が明けて令和5年の1月4日のことについてお伺いしますが、この日は名刺交換会が行われましたね。

はい。

それが終わった後に自由クラブのメンバーは控室に集まりましたね。

はい。

しばらくして、自由クラブの三役に会議室に呼ばれたということでおろしかったですか。

そうです。

会議室に入って、そこには誰がいましたか。

団長の友松議員、政調会長の加納議員、総務会長の長縄議員です。

三役は、あなたにどんなことを言ってきたんですか。

チラシ配布の件でイエローカード、そして議会報の件でレッドカードになった、あなたを自由クラブに置いていくわけにはいかない、と言われました。

それに対してあなたは何と答えたんですか。

チラシ配布と議会報の件について、自分は正しいと思っています、と言いました。

あなたのそのような言葉に対して、三役は何と言ってきたんですか。

脱会するか除名になるか、どちらかを選びなさいと言っていました。

二つの選択肢を示したわけですね。

はい。

それに対してあなたは何と答えたんですか。

先ほども言いましたように、チラシ配布や議会報の件で私は自分に非がないと思っておりましたので、納得ができない、と言いました。

それから。

それから、全員会で諮ってほしいと言いました。

全員会に諮ってほしいと申し入れたわけですね。

はい。

そのあなたの言葉に対して、三役は何と言ってきたんですか。

全員会には報告だけで意見を述べるのは許さない、と言われました。

それは、誰が言ったことだったですか、三役のうち。

友松議員です。

友松議員を含む三役の今の対応について、あなたはどう感じました。

すごく強権的で、我々が自由民主党の党員であるんですけども、自由民主党という名前のとおり、民主的で自由であるのは自分が好きで入ったんですけども、そういう自由と民主主義が踏みにじられていると思いました。

この日の1月4日のやり取りについては、議会報原稿のことが問題になっていましたよね。

はい。

その1月4日の場で、どうして議会報原稿が年末まで内容が決まらなかった

のか、ということについてその経緯を説明するように改めて三役からは求められませんでしたか。

ありませんでした。

前の年の12月28日の時も、友松議員からそのような説明を求められてはないませんでしたよね。

はい、ないです。

結局あなたとしては議会報原稿がどういう経緯をたどって修正していったのか、という点について具体的に友松議員やほかの三役なりに説明する機会というのはあったんですか。

ありません。

その三役とのやり取りが終わって、その後あなたはどうしたんですか。

納得いかないので訴訟を起こします、と言って退室をしました。>

乙第18号証を示す

この会派所属届というのは、あなたが書いて提出したものに間違いありませんか。

間違いないです。

この会派所属届というのは、会派を変更した時に本人から提出するものなんですか。

そうです。

この届書は、いつ提出したものですか。

令和5年1月16日です。>

この書面の右上に日付が記載されているとおりですね。除名とされたというのが1月4日だったんですけども、1月16日までこの届出書を提出してなかつたというのは何か理由があるんですか。

自分は、除名も脱会も認めてませんでしたので、1月16日まで何も動きはありませんでした。届出はしてませんでした。

じゃあ、逆にどうして 1 月 16 日になってこの届出書を提出することにしたんですか。

1 月 13 日に、自由クラブが分裂したからです。

その動きを受けて、あなたも自由クラブを離れるということを自分で決断したということですね。

そうです。

この届出書を見ますと、右側の真ん中辺り、異動年月日が 1 月 16 日から 1 月 4 日に訂正されていますけれどもこれはあなた自身が訂正したものですか。

そうです。

どうして訂正したんですか。

議会事務局から、1 月 4 日に訂正してほしいと言われましたからです。

どうして訂正を求められたんですか。

分かりません。ただ、事務局が何かに忖度しているな、というのは分かりましたが、事務局は日頃から大変お世話になっていますので訂正に応じました。

この届出書の右の上の部分の、これは届出書自体の作成日付だと思うんですけども、1 月 16 日のままになっていますね。

はい。

この日付の訂正自体は求められなかつたんですか。

求められました。

求められても、ここの日付は訂正に応じなかつたんですね。

はい。申請した日がその日ですので、求めに応じられない、と言いました。

16日に届出をした以上は 16 日という日付を修正するわけにはいかない、そういうことですね。

はい。

1月16日に提出をして、1月16日付のこの受付印、左上ですね、が事務局の印鑑が押されていると、そういうことですね。

はい。

あなたについての会派の異動に関して、後日何か分かったことがありますか。

後日、会派異動届っていう書が1月4日に出ているということが分かりましたが、自分の理解では1月13日までそれは正式には届出は出てなかつたというふうに思います。

それは、誰から確認を取ったんですか。

はい。議会事務局長の沖中さんからです。

乙第16号証を示す

この「会派届出事項異動届」というものですけれども。当初14人いた所属議員が、あなたが除かれて13人になった、そしてその異動の年月日が1月4日だ、そういうことを示すものですけれども。あなたが事務局長から、その提出が実際は13日だったというふうに聞いたのは、この書面のことを言っているんですかね。

そうです。

今回、除名という扱いを受けてあなたの周りでどのような影響が具体的に出ていますか。

除名が新聞記事になり、多くの支援者から、どうしたのだ、何か悪いことしたのか、という問合せがたくさんありました。

何か悪いことをしたのか、って言われたわけなんですね。

はい。

それは、除名というのが悪いイメージを持たれているということなんですね。

そうだと思います。

その除名という扱いについて、あなた自身はどのように感じていますか。

過去に友松議員が、複数の人に土下座をさせた、その人たちが生涯心

に残る傷を負った、というふうに言わされてました。私も、除名になる半年ぐらい前から、仲間から、奥村さんは友松議員から除名させるというふうに言われている、というのを漏れ聞こえてました。そのストレスがあって、2月に1回ぐらい、夜、夢でうなされることがあったというふうに家内から聞いております。そのような心の傷と、そして新聞に載ったという、政治家として名誉を大変傷付けられたというふうに感じております。

被告代理人

除名処分にしたということは、自由クラブからあなたのほうには何も連絡してませんよね。

はい。

自由クラブのほうからは、ほかに外部にあなたを除名したということは何も出しておりませんけれども、その点についてはあなた分かってますか。

いや、理解してないです。

除名処分になったということが新聞記事に載ったのは、あなたが新聞記者に除名になったというふうに言ったからではありませんか。

いや、そんなこと言ってません。

あなたが自由クラブの団員であることにこだわる理由は何ですか。

先ほど言いましたように、自分は自由民主党が好きで自由と民主が一番大事だということを思っております。そして、その自由民主党のメンバー、全員がメンバーである自由クラブに愛着を感じておりました。

だからどうだって言うんですか。

残りたい、ということですか。

残りたいというか、脱退したくないという理由は何かということを聞いています。

脱退したくないといいますか、脱退させられる理由がないということ

を私は言っています。

だけど、自由クラブというのは市議会議員が市政に対する考え方と同じくする人たちが集まって構成する団体だっていうことは分かってますよね。

はい。

そうだとすると、その中で除名処分というのはどんな団体でもそうだと思うけれどもありうるということは、理解できませんか。

ありえるっていうのは理解できます。

ところで、乙10号証、これは被告の陳述書なんですけれども、ここの3項のところで令和4年10月頃に加藤達也春日井市副市長から友松さんに時間を取ってくれという話があって、自由クラブの部屋で会ったんだけれども、その時に加藤副市長が友松さんに、原告つまり奥村議員が市職員に業務を依頼する際に市長与党最大会派の自由クラブに所属していると言って圧力をかける行為が目立つようになった、という話があったそうですが、そう言われてみればあなたは心当たりはありますか。

ありません。

あなたは実際に市の職員に、議員として何か頼む場合に自由クラブのメンバーだということを背景にしてものを言った、あるいは言っているという意識はありましたか。

自分が市当局にお願いする時は、市民の意向を受けて自分がそれは正しいと思ったことだけ市ほうにお願いしてまして、自由クラブは関係ありません。

自由クラブに所属しているということで、前提で、市の職員に話をしかけた、それが市の職員のほうから見ると自由クラブとして圧力をかけているというふうに印象を持ったというような話が出ているんだけれども、そういう心当たりはありませんか。

ありません。

議会報の記載の内容についてお尋ねしますけれども。乙21号証の伊藤杏奈さん、つまり議会報編集委員会の委員長の陳述書なんですけれども、これによると、議会報に載せる原稿は本会議で質問した内容と、その答弁を掲載するもの、ということなんだけれども、奥村議員が修正を求めて応じてくれないということと、奥村議員が事務局の言うことを聞かない、委員長として話をしても聞く耳を持つてくれない可能性がある、ということで政調会長であった加納議員に相談した、こういうことを言っているんですけども。あなたとしてはそういう心当たりはありますか。

全くありません。

そうすると、伊藤議員とあなたの認識が随分ずれているっていうことになりますね。

そうです。ほかの編集委員に聞いていただいてもいいと思います。今回の裁判ですけれども、除名処分にされたということで自由クラブじゃなくて友松さんを被告にしているのはどういうわけですか。除名処分するとなれば、友松個人に権限はないんですよ。するとすれば自由クラブなんだけれども、どうして友松個人を被告にするんですか。

友松議員個人が主導したと思っています。

主導したかどうかはともかくとして、権限はないですよ、友松個人は。勘違いしているんじゃない。

勘違いしていないと思います。

それから令和5年1月4日の自由クラブの別室の話ですが、除名がよいか脱会がよいか二つの選択肢の中から選びなさい、と述べて自由クラブからの退会を事実上強要した、とあなたは訴状に書いてあるけれども。この言葉を述べたのは、加納議員なんですけれども、あなたはそのことは認識していますか。つまり、加納議員が言ったっていうことは認識していますか。

多分そうだと思います。

そうすると、加納議員が言ったことであるにも関わらずどうして被告が言ったという主張をしてるんですか。

先ほど言いましたように、主導しているのは友松議員だと思います。

主導かどうかは次の問題で、実際に言っているのは加納議員が言っているっていうことがはっきりしてるにも関わらず、どうして友松議員が言ったと言つて主張しているのかということを聞いています。主導の問題じゃないでしょう、これは。

12月27日にやり取りがあった時に、林議員が、友松議員から奥村が自分に暴言を吐いたから辞めさせる、と言いました。

そんなことを聞いてない。事実、今聞いてるのは。

そのことをもって、そういうふうに今証言しました。

思うかどうかの問題じゃなくて、加納さんが述べたことがはっきりしていることを、どうして友松にすり替えて友松が述べたっていうような、事実に反する主張でしょう、これは。

そうは思いません。

だけど、事実は友松が述べた言葉じゃなくて加納さんが述べたことは、これは間違いないわけね。

そのところは、そうだと思います。

乙第18号証を示す

これは、あなたの会派所属届なんですけれども、これに関してあなたの陳述書、甲11号証によれば、14枚目の下から四、五行目のところで、「事務局は、やはり辻棲を合わせるために私が提出した会派所属届（乙18）の異動年月日の訂正を私に依頼せざるを得なかったものと思われます。このように、市議会の公式決裁書類の受理印について恣意的に日にちを改ざんされたことは、友松議員の計り知れない市議会への影響力が存在していることを物語つていると思います。」こう言っているけれども、乙18がどうしてこの公式決

裁書類の受理印について恣意的に日にちを改ざんしたってことになるんですか。

それだけ友松議員の影響力が大きくて、事務局も含めてこういうふな結果になったと私は言っています。

そんなことを聞いているんじゃない。日にちを改ざんしたっているのは、何で改ざんしたのかっていうことを聞いているんです。

日にちを改ざんしたのは自分ではないです。

あなたがそう書いてるから。市議会の公式決裁書類の受理印について恣意的に日にちを改ざんされたことは、と言っているんだけれども、何がその日にちを改ざんしたかっていう。それも友松が改ざんさせたってあなたは言ってるんですよ。

原告代理人

異議があります。被告代理人が読み上げたところよりも一つ前の文章から陳述書は続いています。こことの一連の流れで。

被告代理人

だから今聞いているんです、違うなら違うって本人が答えてくださればいいんで、でも。

原告代理人

いや、これは誤導です。

被告代理人

そう今は読めるから聞いているんです。

原告代理人

本人は陳述書を示されてないわけです。

被告代理人

いや、今示しますよ、陳述書。

裁判長

改ざんっていうのは陳述書のどこを示されたんですか。

被告代理人

乙第11号証を示す

14枚目の下から4行目です。「以上」も1行と含めますと。

裁判長

端的にこれはどういう意味ですかって聞いてもらえますか。

被告代理人

これはどういう意味ですか。改ざんっていうのはどういう意味ですか。

裁判長

ここに書かれた改ざんの意味は、どういう意味で書かれたんですか。

私が事務局長の沖中さんから11日に、自分が1月4日にもう除名になっているんですかと聞いたら、そうではありません今の段階で届出は出てません、と言われました。それを受けたうふうに発言しました。

被告代理人

でも、これを読むと何か市議会の受理印を友松が改ざんさせたというふうに読みますよ。あなたが言つてることと全然違うじゃないですか。

言つてることは同じだと思いますけど。

要するに、除名処分をしたのは友松個人じゃなくて、自由クラブのはずです。

除名か脱退かを選ばせるという発言をしたのも、友松じゃなくて加納議員です。友松が市議会に改ざんさせたと言っているのも、そんなことはありません。要するにあなたは友松個人の恨みで事実に反する主張をしているんじゃないかということを言いたいんです。どうですか。

先ほども何回も言つてますけど、友松議員が主導したことは間違いないと思います。

じゃあ主導をしたとあなたが思うから実際に当事者でもないのに友松に責任

を追及する、こういうことになるわけね。

主導したから責任があると思います。

あなたは今、無会派だそうだけれども、どこか会派に入ろうと思ったことはありますか。

ありません。

それはまたどうして。会派に所属していたほうが今言ったように、多数の議員としての意見のほうが多いあるんじゃないかなっていうふうに思いませんか。

裁判のけじめをつけてからそれを考えたいと思っています。

どこかに入りたいと言ったけれども断られた、そういうことはありますか。

ありません。

以上